

一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙4を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構築物等分	
				うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	1,101百万円	36百万円	650百万円	184百万円	466百万円
H 1 9	1,075百万円	49百万円	883百万円	250百万円	633百万円
H 2 0	1,035百万円	47百万円	859百万円	243百万円	616百万円
H 2 1	354百万円	16百万円	287百万円	81百万円	206百万円
H 2 2	321百万円	13百万円	240百万円	68百万円	172百万円
H 2 3	502百万円	17百万円	307百万円	87百万円	220百万円
H 2 4	497百万円	17百万円	304百万円	86百万円	218百万円
H 2 5	550百万円	19百万円	349百万円	99百万円	250百万円
H 2 6	532百万円	18百万円	335百万円	95百万円	240百万円
H 2 7	525百万円	18百万円	326百万円	92百万円	234百万円
H 2 8	529百万円	18百万円	332百万円	94百万円	238百万円
H 2 9	526百万円	18百万円	329百万円	93百万円	236百万円
H 3 0	1,076百万円	43百万円	791百万円	224百万円	567百万円
H 3 1	1,086百万円	44百万円	799百万円	226百万円	573百万円
H 3 2	1,081百万円	44百万円	796百万円	225百万円	571百万円
H 3 3	1,058百万円	43百万円	775百万円	219百万円	556百万円
H 3 4	1,045百万円	42百万円	764百万円	216百万円	548百万円
H 3 5	1,045百万円	42百万円	765百万円	216百万円	549百万円
H 3 6	1,034百万円	42百万円	756百万円	214百万円	542百万円
H 3 7	1,000百万円	40百万円	728百万円	206百万円	522百万円
H 3 8	1,013百万円	41百万円	739百万円	209百万円	530百万円
H 3 9	1,019百万円	41百万円	743百万円	210百万円	533百万円
H 4 0	1,012百万円	41百万円	738百万円	209百万円	529百万円
H 4 1	1,015百万円	41百万円	742百万円	210百万円	532百万円
H 4 2	1,020百万円	41百万円	746百万円	211百万円	535百万円
H 4 3	1,022百万円	41百万円	747百万円	211百万円	536百万円
H 4 4	1,017百万円	33百万円	604百万円	171百万円	433百万円
H 4 5	371百万円	3百万円	63百万円	18百万円	45百万円

別紙 5 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	1,668百万円
H 1 9	1,600百万円
H 2 0	1,588百万円
H 2 1	876百万円
H 2 2	859百万円
H 2 3	1,138百万円
H 2 4	1,135百万円
H 2 5	1,144百万円
H 2 6	1,126百万円
H 2 7	1,118百万円
H 2 8	1,122百万円
H 2 9	1,131百万円
H 3 0	1,692百万円
H 3 1	1,713百万円
H 3 2	1,724百万円
H 3 3	1,702百万円
H 3 4	1,688百万円
H 3 5	1,692百万円
H 3 6	1,688百万円
H 3 7	1,688百万円
H 3 8	1,688百万円
H 3 9	1,692百万円
H 4 0	1,688百万円
H 4 1	1,688百万円
H 4 2	1,688百万円
H 4 3	1,686百万円
H 4 4	1,675百万円
H 4 5	1,650百万円

別紙 6 を次の通り改める。

(協定第 11 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

各区間及び各インターチェンジ相互間の自動車の種類毎の通行1回当たりの料金の額(単位:円)は、次のとおりとする。

イ 普通車

				終 点
			葛 城	
		太 子	2 5 0	2 5 0
	羽 曳 野 東			
羽 曳 野	1 0 0	2 0 0	4 5 0	4 5 0

ロ 大型車

				終 点
			葛 城	
		太 子	4 0 0	4 0 0
	羽 曳 野 東			
羽 曳 野	1 5 0	3 0 0	7 0 0	7 0 0

ハ 特大車

				終 点
			葛 城	
		太 子	9 5 0	9 5 0
	羽 曳 野 東			
羽 曳 野	4 0 0	6 5 0	1,600	1,600

(注1)上記の料金の額には消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税が含まれる。

(注2)上記の自動車の種類は、別添1のとおりとする。

(2) 割引制度

マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金收受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(平成20年12月1日。以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額（通行料金に充当）
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、本協定第9条に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントの付与又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

E T C 前納割引

イ 割引をする自動車

E T C クレジットカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

なお、上記にいう「車載器」は利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。

ロ 割引率

割引率は、14パーセント以下とする。

企画割引

本道路の料金について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

南阪奈有料道路及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のETC連続利用割引

イ 割引をする自動車

南阪奈道路の葛城インターチェンジから羽曳野東インターチェンジまでの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して利用する自動車のうち、ETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ただし、太子料金所、太子本線料金所、羽曳野東料金所又は大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路美原東料金所において無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、当該料金所において無線通信により通行したものとみなす。）

なお、当該ETC連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈有料道路及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線において同様のETC連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

ロ 割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約7パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジにおいて流出入した場合	20パーセント

障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、

西日本高速道路株式会社が別に定めるもの

なお、上記自動車が ETC システムを利用して無線通行により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

□ 割引率

割引率は、50 パーセント以下とする。

乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

回数券により本道路を通行する別添 1 ヌに定める乗合型自動車のうち、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の定めに基づき乗合旅客の運送を行うもの

□ 割引率

割引率は、30 パーセントとする。

深夜割引

イ 割引をする自動車

午前 0 時から午前 4 時までの間に通行する全自動車のうち、ETC クレジットカード、ETC パーソナルカード又は ETC コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETC システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「ETC コーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3 会社」という。)が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を 3 会社のいずれかと締結した利用者が、当該約款に基づいて 3 会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして 3 会社のいずれかから貸与された ETC カードをいう。以下同じ。

□ 割引率

割引率は、30 パーセントとする。

割引後の算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。

八 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

通勤割引

イ 割引をする自動車

午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETC クレジットカード、ETC パーソナルカード又は ETC コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETC システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線

通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ただし、上記の自動車が通勤割引（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、通勤割引の適用を受けることができる区間を連続して通行する場合において、一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）と大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクション又は岸和田和泉インターチェンジまでの区間を含む通行の場合については、上記ただし書きの適用について、通勤割引の適用を1回の適用とみなす。

□ 割引率

割引率は、50パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日まで。

平日夜間割引（ ）

イ 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の午後10時から翌午前0時までの間に通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

□ 割引率

割引率は、30パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日まで。

平日夜間割引（ ）

イ 割引をする自動車

休日以外の日の午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

□ 割引率

割引率は、30パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円

単位の端数処理を行うこととする。

八 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成23年3月31日まで。

平日深夜割引

イ 割引をする自動車

休日以外の日の午前0時から午前4時までの間に通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は、50パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日まで。

休日深夜割引

イ 割引をする自動車

休日の午前0時から午前4時までの間に通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は、50パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成23年3月31日まで。

平日昼間割引

イ 割引をする自動車

休日以外の日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日までの間は、上記の時間帯を午前9

時から午後5時までの間とし、平日昼間割引（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が適用する平日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、平日昼間割引の適用を受けることができる区間を連続して通行する場合において、一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）と大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクション又は岸和田和泉インターチェンジまでの区間を含む通行の場合については、上記ただし書きの適用について、平日昼間割引の適用を1回の適用とみなす。

ロ 割引率

割引率は、30パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成23年3月31日まで。

休日昼間割引

イ 割引をする自動車

休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する普通車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ただし、上記の自動車が休日昼間割引（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、休日昼間割引の適用を受けることができる区間を連続して通行する場合において、一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）と大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクション又は岸和田和泉インターチェンジまでの区間を含む通行の場合については、上記ただし書きの適用について、休日昼間割引の適用を1回の適用とみなす。

ロ 割引率

割引率は、50パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日まで。

休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日の間に料金所を通行する普通車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソ

ナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は、50パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成23年3月31日まで。

割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引又はETC連続利用割引に限るものとし、ETC連続利用割引については障害者割引を適用する前の料金に対して割引を適用し、マイレージ割引及びETC前納割引については障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引、平日夜間割引（ ） 平日夜間割引（ ） 平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引又は休日特別割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、ETC前納割引、ETC連続利用割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引（ ） 平日夜間割引（ ） 平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引及び休日特別割引相互間の重複適用関係は別添2のとおりとする。

(3) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成46年3月27日までとする。

別添 1

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	コ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

別添 2

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ												
前納	×	前納											
三線			三線										
深夜				深夜									
通勤				×	通勤								
平夜				×	×	平夜							
平夜				×	×	×	平夜						
平深				×	×	×	×	平深					
休深				×	×	×	×	×	休深				
平昼				×	×	×	×	×	×	平昼			
休昼				×	×	×	×	×	×	×	休昼		
休特				×	×	×	×	×	×	×	×	休特	

(注)「マイレージ」、「前納」、「三線」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平夜」、「平深」、「休深」、「平昼」、「休昼」及び「休特」は、それぞれ、マイレージ割引、E T C 前納割引、E T C 連続利用割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引()、平日夜間割引()、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引及び休日特別割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C 連続利用割引
2	深夜割引、通勤割引、平日夜間割引()、平日夜間割引()、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引又は休日特別割引
3	マイレージ割引又はE T C 前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役会長 石 田 孝